



法人契約の経理処理についてのご案内

令和元年6月28日に法人税基本通達等の一部改正について公示され、定期保険および第三分野保険の保険料の取扱いが変更されました。令和元年7月8日以後の契約に係る保険料について適用されます。**ただし、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険*については、令和元年10月8日以後の契約に係る保険料から適用されます。**

*ごく少額の解約返戻金がある契約を含みます。

以下商品が「定期保険および第三分野保険」に該当します。

(該当するすべての商品を記載しているものではありません。)

【定期保険】

- 定期保険
- 特定疾病保障定期保険
- 低解約返戻金型定期保険
- 遡増定期保険
- 初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険
- 無解約返戻金型定期保険
- 無解約返戻金型収入保障保険

【第三分野保険】

- 医療保険
- 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険
- がん保険
- 長期傷害保険
- 無解約返戻金型総合生活障害保障保険
- 総合生活障害保障保険

以下の契約形態でご契約された場合、保険期間中の払込保険料累計に対する解約返戻金の最高解約返戻率*1等に応じて、経理処理が異なります。

【契約形態】

契約者	被保険者	保険金・給付金など受取人
法人	役員・従業員(親族を含みます。)	法人

【最高解約返戻率*1の区分】

以下4つの区分に分かれます。

50%以下	50%超70%以下	70%超85%以下	85%超
-------	-----------	-----------	------

- 税務の取扱い等については、令和元年7月8日現在の税制・関連法令等に基づいています。今後、税務の取扱い等が変更となる場合がありますのでご注意ください。新税制等の詳細については、所轄の税務署または顧問税理士等にご確認ください。
- このチラシは法人税基本通達9-3-5、同9-3-5の2についてご案内しています。あくまで法人契約の税務に関する参考資料であり、一般的なお取扱いの概要を記載したものです。
- 個別のお取扱いにつきましては、商品内容や状況等に応じて税務当局の判断が異なる場合があります。このため、税務に関する個別のご相談やお問い合わせは、必ず所轄の税務署や顧問税理士等にご確認ください。



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
Tel:03-6742-3111(代表)
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

お問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 徳島支店
〒770-0941 徳島市万代町2-4-1 スタン万代町ビル3F
TEL:088-611-0120 FAX:088-611-0121

①最高解約返戻率*1が50%以下の場合

原則、支払った保険料の全額を損金算入します。

- 保険期間が終身の第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。保険料払込期間中は、【払込保険料×(保険料払込期間÷保険期間)】を損金算入し、残額を資産計上します。
- 保険期間を通じて解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険*に加入した場合、当該事業年度に支払った保険料の額(被保険者1人につき2件以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険*に加入している場合には、それぞれについて支払った保険料の額の合計額)が30万円以下のものは、全額を損金算入します。(令和元年10月8日以後の契約に係る保険料から適用されます。)

*ごく少額の解約返戻金がある契約を含みます。

*1 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいいます。

②最高解約返戻率^{※1}が50%超70%以下の場合

期間	資産計上額 【勘定科目:前払保険料】	損金算入額 【勘定科目:支払保険料】
資産計上期間 (保険期間の開始の日から当該保険期間 ^{※2} の前半4割相当期間を経過する日まで)	当期分支払保険料 ^{※3} の4割	当期分支払保険料 ^{※3} から 資産計上額を控除した金額
資産計上期間経過後から 取崩期間開始前まで	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額
取崩期間 (保険期間の4分の3相当期間経過後から 保険期間の終了の日 ^{※2} まで)	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額 + 資産計上した金額を 保険期間の終了の日 ^{※2} まで 均等に取り崩した金額

●最高解約返戻率^{※1}が50%超70%以下で、かつ、年換算保険料相当額^{※4}(被保険者1人につき2件以上の定期保険または第三分野保険に加入している場合には、それぞれの年換算保険料相当額^{※4}の合計額)が30万円以下の場合、当期分支払保険料^{※3}の全額を損金算入します。

③最高解約返戻率^{※1}が70%超85%以下の場合

期間	資産計上額 【勘定科目:前払保険料】	損金算入額 【勘定科目:支払保険料】
資産計上期間 (保険期間の開始の日から当該保険期間 ^{※2} の前半4割相当期間を経過する日まで)	当期分支払保険料 ^{※3} の6割	当期分支払保険料 ^{※3} から 資産計上額を控除した金額
資産計上期間経過後から 取崩期間開始前まで	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額
取崩期間 (保険期間の4分の3相当期間経過後から 保険期間の終了の日 ^{※2} まで)	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額 + 資産計上した金額を 保険期間の終了の日 ^{※2} まで 均等に取り崩した金額

④最高解約返戻率^{※1}が85%超の場合

期間	資産計上額 【勘定科目:前払保険料】	損金算入額 【勘定科目:支払保険料】
資産計上期間 保険期間の開始の日から以下①、②の うちいずれか最も遅い期間の終了の日 まで★ ①最高解約返戻率 ^{※1} となる期間 ②①の期間経過後において、年換算保 険料相当額 ^{※4} に対する解約返戻金 相当額の増加割合 ^{※5} が70%を超え る期間 ★資産計上期間が5年未満となる場合は、 5年を経過する日まで (保険期間が10年未満の場合は、保険 期間の50%相当期間を経過する日 まで)	当期分支払保険料 ^{※3} × 最高解約返戻率 ^{※1} × 7割(保険期間の開始の日から 10年を経過する日までは9割)	当期分支払保険料 ^{※3} から 資産計上額を控除した金額
資産計上期間経過後から 取崩期間開始前まで	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額
取崩期間 解約返戻金相当額が最も高い金額と なる期間(複数ある場合にはその最も 遅い期間)経過後から保険期間の終了 の日 ^{※2} まで ただし、★に該当する場合はその資産計上 期間経過後から保険期間の終了の日 ^{※2} まで	—————	当期分支払保険料 ^{※3} の全額 + 資産計上した金額を 保険期間の終了の日 ^{※2} まで 均等に取り崩した金額

●資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料^{※3}の額のうち、表(②~④)の資産計上額の欄に掲げる金額(当期分支払保険料^{※3}の額に相当する額を限度とする。)は資産に計上し、残額は損金の額に算入します。

●保険期間が3年未満の場合は、当期分支払保険料^{※3}の全額を損金算入します。

●資産計上期間に1か月未満の端数がある場合にはその端数を切り捨て、取崩期間に1か月未満の端数がある場合にはその端数を切り上げます。

●①~④の取扱いは、主契約・特約ごとに適用されます。

●ご契約内容に変更があった場合は、経理処理が変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいいます。

※2 保険期間が終身の第三分野保険の場合は、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までの計算上の保険期間とします。

※3 当期分支払保険料とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいいます。

※4 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいいます。

※5 (当年度の解約返戻金相当額-前年度の解約返戻金相当額)÷年換算保険料相当額